

第56回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案

- | | |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し
退職慰労金贈呈の件 |

株主総会ではお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 8207
(発信日) 2025年6月11日
(電子提供措置開始日) 2025年6月5日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)
テンアライド株式会社
代表取締役社長 飯 田 永 太

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.teng.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただきご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「テンアライド」又は「コード」に当社証券コード「8207」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後6時までにご到着するようご返送の程お願い申し上げます(3ページ「議決権行使についてのご案内」及び4ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使書についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。

- ・事業報告「業務の適正を確保するための体制」「会社の支配に関する基本方針に関する事項」
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

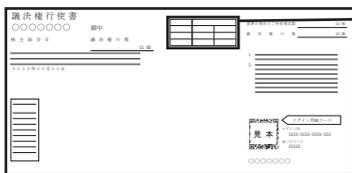


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2025年6月26日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2025年6月25日（水曜日） 午後6時入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2025年6月25日（水曜日） 午後6時到着分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

➤ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4号議案

- 賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >>> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >>> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >>> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >>> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

第 56 期 事 業 報 告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、賃上げの動きや個人消費の需要の増加が見られ、経済活動の正常化が進んでいることに加え、インバウンド需要も回復し、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

その一方で、国際情勢の悪化や急激な為替変動によるエネルギー資源や原材料価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇により、特に外食産業は依然として厳しい経営環境が継続し、予断を許さない状況となっております。

当社は、「食を通して「驚き」と「感動」を」という企業理念を体现するために、良質な食材等の仕入、低価格による提供、人材教育、衛生管理を徹底してまいりました。

また、店舗の営業についても多様化する消費者ニーズに対応した業態への転換を進めると同時に、店舗オペレーションの効率化を目指した食事業態の開発・二毛作の展開を実施しております。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は、前年同期比106.6%の118億87百万円となりました。

利益面につきましては、仕入原価や人件費の高騰の影響もありましたが営業利益は2億32百万円（前年同期は営業利益1億68百万円）、経常利益は2億29百万円（前年同期は経常利益1億70百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億45百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益27百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の店舗数は、「旬鮮酒場天狗」5店舗、「和食れすとらん天狗」14店舗、「テング酒場」14店舗、「神田屋」28店舗、「てんぐ大ホール」36店舗、「ミートキッチンlog50」2店舗、「湊や磯吉食堂」1店舗の合計100店舗であります（内フランチャイズ1店舗）。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染拡大の影響により財務基盤が大きく毀損したことから、2023年12月に新株予約権の第三者割当による発行を行い、当期にその行使により10億52百万円の資金の調達を実施いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1億67百万円で、その主なものは、5店舗の新規出店、9店舗の業態変更工事及び各種の店舗設備に係る改修等に対する投資であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況
 (企業集団の財産及び損益の状況) (連結)

区 分	第53期 (2021年度)	第54期 (2022年度)	第55期 (2023年度)	第56期 (2024年度) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	4,823,158	9,489,563	11,146,561	11,887,480
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△290,168	△864,091	170,376	229,254
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△339,748	△1,147,435	27,647	145,494
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△12.34	△39.14	0.83	3.91
総 資 産 (千円)	7,432,719	7,548,121	8,203,570	7,541,343
純 資 産 (千円)	1,977,507	1,747,979	2,740,286	2,891,736
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△23.70	△28.22	2.76	32.26

(事業報告作成会社の財産及び損益の状況) (個別)

区 分	第53期 (2021年度)	第54期 (2022年度)	第55期 (2023年度)	第56期 (2024年度) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	4,823,118	9,489,532	11,146,561	11,887,480
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△279,494	△853,896	172,472	226,997
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△329,005	△1,137,171	29,813	143,290
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (円)	△11.95	△38.79	0.89	3.85
総 資 産 (千円)	7,421,093	7,546,767	8,208,043	7,539,573
純 資 産 (千円)	1,957,344	1,738,093	2,706,559	2,777,270
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	△24.43	△28.54	1.80	29.32

1-4. 対処すべき課題

外食産業においては、厳しい経営環境が依然として継続している状況にあり、当社としては小型店舗の新規出店の促進や既存の大型店舗における複数ブランドの展開による小型店舗化に取り組んでおります。また既存店舗の業態転換を進めることにより、収益構造の改善を推し進めてまいります。

加えて、テーブルオーダーシステム等のシステム改善についても取り組んでおり、IT機器整備により業務改善を実現し、収益性の高い事業構造の構築に努めてまいります。

また、生産者・取引業者とのコミュニケーションを維持・強化することにより、安定した食材の調達、価格の高騰回避、安全性の確保等を図ってまいります。

商品（飲物・料理）につきましては、蔵元やメーカーとの一層の連携強化を図り、プライベートブランド商品拡大を進めると同時に、セントラルキッチンにおける開発強化により、店舗運営にとどまらず小売りルートの開拓を推し進めることによりオリジナル自社製品の販売拡大を図ってまいります。

更に、事業計画に基づき、従業員の雇用維持を前提として、金融機関からの資金調達等による手元資金の確保によって当社グループ経営の安定化を図るとともに、不要不急のコスト削減、年間設備投資額の再考、店舗賃料削減交渉などの対策を進め固定費の圧縮を図ります。加えて、人材確保と教育システムの確立、店舗の作業システムの改善等の諸施策に取り組み、収支改善に注力してまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント（2025年3月31日現在）

当企業集団は、テンアライド株式会社（当社）及び子会社のテンワールドトレーディング株式会社によって構成されております。子会社のテンワールドトレーディング株式会社は酒類、食料品等の輸入販売を行っております。

当企業集団は製品の種類、性質、販売市場等の類似性から判断して、同種の外食産業及びその補完的的事业であり、単一セグメントであるため、記載を省略しています。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 本部	東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)			
② 事務所	東神田 (東京都)、新橋 (東京都)、 研修センター (東京都)			
③ セントラルキッチン	埼玉県			
④ 店舗	東京都	59店	愛知県	6店
	神奈川県	6店	静岡県	3店
	埼玉県	15店	大阪府	3店
	千葉県	6店	京都府	1店
	合 計			99店

(注) 上記の外にフランチャイズ店舗が東京都に1店舗あります。

(2) 企業集団の使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
飲食業	258 (2,300)	6名増 (142名増)
合 計	258 (2,300)	6名増 (142名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。

② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258 (2,300)	7名増 (142名増)	42.0歳 (△0.3歳)	14年5ヶ月 (△10ヶ月)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数の()は、対前年度増減であります。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
テンワールドトレーディング 株式会社	10,000千円	100.0%	酒類等の輸入販売

(注) 上記の重要な子会社は連結対象の子会社となっております。

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (期末残高)
	千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,091,347
株式会社みずほ銀行	424,412
株式会社商工組合中央金庫	637,200

1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め (会社法第459条第1項) があるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績に応じて安定的配当を行うことを基本方針とし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案して、適正な利益還元をしていきたいと考えております。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する重要な事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	84,711,800株
	B種種類株式	1,500株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	39,451,727株
	B種種類株式	1,500株
(3) 当事業年度末の株主数	普通株式	36,022名
	B種種類株式	1名

(4) 大株主

(イ) 普通株式（上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
① 飯田永太	3,787,847	9.7
② 株式会社岡永	1,443,318	3.7
③ 山内薫	1,412,100	3.6
④ 飯田愛太	1,192,699	3.0
⑤ サッポロビール株式会社	962,600	2.5
⑥ 株式会社永幸	750,564	1.9
⑦ 飯田健太	449,938	1.1
⑧ 長井梨紗	305,438	0.8
⑨ 飯田悠太	296,500	0.8
⑩ 飯田慶太	294,900	0.8

- (注) 1. 持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（427,545株）を控除して計算しております。

(口) B種類株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	1,500 株	100.0 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況等
代表取締役社長	飯 田 永 太		テンワールドトレーディング㈱ 代表取締役社長 ㈱ 永 幸 代表取締役社長
代表取締役専務	飯 田 健 太	マーケティング本部長 兼海外戦略室長	テンワールドトレーディング㈱ 取締役 ㈱ 永 幸 取 締 役
常務取締役	芳 澤 聡	管 理 本 部 長 兼経営企画室担当	
取 締 役	藤 岡 慶	マーケティング本部 営業企画担当	
取 締 役	吉 田 守	マーケティング本部 関東セントラルキッチン担当	テンワールドトレーディング㈱ 取締役
取 締 役	矢 野 奈保子		矢野公認会計士事務所 代表
取 締 役	宗 宮 英 恵		のぞみ総合法律事務所
常勤監査役	橋 本 恭 一		テンワールドトレーディング㈱ 監査役
監 査 役	橋 稔 人		橋人事労務総合事務所 代表
監 査 役	田 中 耕一郎		田中総合会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 橋稔人氏及び田中耕一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 田中耕一郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外役員の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。
5. 社外取締役 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏、社外監査役 橋稔人氏及び田中耕一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社定款第29条及び第41条において社外取締役及び監査役を対象に責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結できる旨定めており、これに基づいて、取締役 矢野奈保子氏、取締役 宗宮英恵氏及び常勤監査役 橋本恭一氏、監査役 橋稔人氏、監査役 田中耕一郎氏とは、責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結しております。
7. 当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
8. 取締役 加藤慶一郎氏は、2024年11月8日に辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	8人	56,250千円	－千円	－千円	56,250千円	
監査役	3人	12,312千円	－千円	－千円	12,312千円	
計	11人	68,562千円	－千円	－千円	68,562千円	

② 報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、1991年6月26日定時株主総会において、報酬限度額を年額2億円と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

また、監査役の金銭報酬の額については、2006年6月28日定時株主総会において、報酬限度額を年額30百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位に基づく基本額に役割・職責を反映した加算を行い支給額を決定しております。

業績連動報酬は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、基準額×評価係数×原資係数の算式により算出された額を賞与として毎年一定時期に支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とすることを方針としております。

なお、取締役に対する退職慰労金は、その退職時に一時金として支払うものとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別の基本報酬の額並びに業績連動報酬の個人別業績評価及び額について、社外取締役を過半数の構成メンバーとする報酬委員会にて決定するものとし、取締役会は報酬委員会にてその権限が所定の手続きを経て適切に行使されていることを確認することにより報酬額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 奈保子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において主に企業リスクに対して客観的に経営課題やコンプライアンス対策に関する議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	宗宮 英恵	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において主に企業リスクに対して客観的に労務問題やコンプライアンス対策に関する議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	橘 稔人	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、社会保険労務士の見地から経営に関する助言・提言を行っております。また、全て監査役会に出席し、積極的な情報共有化を図り、監査の方法その他監査役業務の執行に関する事項につき、都度発言を行っております。
監査役	田中 耕一郎	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士の見地から経営に関する助言・提言を行っております。また、全ての監査役会に出席し、積極的な情報共有化を図り、監査の方法その他監査役業務の執行に関する事項につき、都度発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額

支給人数	報酬等の種類別の額			計
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
4人	11,664千円	－千円	－千円	11,664千円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人

名 称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 28,000千円 |
| ② 上記①のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として会計監査人に支払うべき額 | 28,000千円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 28,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額に金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法の法令に違反または抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及びその他職務の執行に支障がある場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,057,355	流動負債	2,685,370
現金及び預金	3,302,899	買掛金	281,012
売掛金	340,659	短期借入金	1,515,759
たな卸資産	176,492	1年内返済予定の長期借入金	43,200
未収入金	66,280	リース債務	13,441
その他	172,307	未払金	416,251
貸倒引当金	△1,282	未払消費税等	138,865
固定資産	3,483,987	未払法人税等	44,096
有形固定資産	1,288,229	未払事業所税	14,800
建物及び構築物	731,719	未払費用	194,814
機械及び装置	160,677	その他	23,128
工具、器具及び備品	150,604	固定負債	1,964,236
土地	245,103	長期借入金	594,000
建設仮勘定	124	リース債務	29,971
無形固定資産	45,319	退職給付に係る負債	964,247
ソフトウェア	42,602	役員退職慰労引当金	27,677
その他	2,717	長期預り保証金	42,000
投資その他の資産	2,150,438	資産除去債務	121,443
投資有価証券	504,658	繰延税金負債	148,999
敷金及び保証金	1,625,000	再評価に係る繰延税金負債	35,897
その他	24,379	負債合計	4,649,606
貸倒引当金	△3,600	(純資産の部)	
資産合計	7,541,343	株主資本	2,454,008
		資本金	50,000
		資本剰余金	11,137,441
		利益剰余金	△8,571,366
		自己株式	△162,066
		その他の包括利益累計額	435,003
		その他有価証券評価差額金	256,188
		土地再評価差額金	65,421
		退職給付に係る調整累計額	113,393
		新株予約権	2,724
		純資産合計	2,891,736
		負債・純資産合計	7,541,343

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,887,480
売 上 原 価		3,378,949
売 上 総 利 益		8,508,531
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,276,159
営 業 業 務 利 益		232,372
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,310	
受 取 配 当 金	11,246	
受 取 賃 貸 料	5,719	
固 定 資 産 受 贈 益	6,922	
受 取 事 務 手 数 料	5,763	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,672	
雑 収 入	8,014	45,649
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,116	
雑 損 失	6,650	48,766
経 常 利 益		229,254
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	7,295	
減 損 損 失	22,283	
固 定 資 産 処 分 損 失	8,648	38,227
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		191,027
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	46,019	
法 人 税 等 調 整 額	△486	45,532
当 期 純 利 益		145,494
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		145,494

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,045,585	流動負債	2,684,673
現金及び預金	3,288,025	買掛金	281,012
売掛金	340,659	短期借入金	1,515,759
商品	28,056	1年以内返済の長期借入金	43,200
半製品	147,671	リース債務	13,441
貯蔵品	3,812	未払金	416,251
前払費用	170,727	未払消費税等	138,220
未収入金	66,335	未払法人税等	44,043
その他	1,580	未払事業所税	14,800
貸倒引当金	△1,282	未払費用	194,814
		その他	23,128
固定資産	3,493,987	固定負債	2,077,629
有形固定資産	1,288,229	長期借入金	594,000
建物	44,202	退職給付引当金	1,077,640
建物附属設備	687,377	役員退職慰労引当金	27,677
構築物	139	長期預り保証金	42,000
機械及び装置	160,677	リース債務	29,971
工具、器具及び備品	150,604	資産除去債務	121,443
土地	245,103	繰延税金負債	148,999
建設仮勘定	124	再評価に係る繰延税金負債	35,897
無形固定資産	45,319	負債合計	4,762,302
ソフトウェア	42,602	(純資産の部)	
電話加入権	2,527	株主資本	2,452,935
その他	189	資本金	50,000
投資その他の資産	2,160,438	資本剰余金	11,137,441
投資有価証券	504,658	その他資本剰余金	11,137,441
関係会社株式	10,000	利益剰余金	△8,572,439
出資金	4,200	その他利益剰余金	△8,572,439
長期前払費用	20,179	別途積立金	77,527
敷金及び保証金	1,625,000	繰越利益剰余金	△8,649,966
貸倒引当金	△3,600	自己株式	△162,066
資産合計	7,539,573	評価・換算差額等	321,610
		その他有価証券評価差額金	256,188
		土地再評価差額金	65,421
		新株予約権	2,724
		純資産合計	2,777,270
		負債・純資産合計	7,539,573

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		11,887,480
売 上 原 価		3,383,932
売 上 総 利 益		8,503,547
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,274,068
営 業 利 益		229,478
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,304	
受 取 配 当 金	11,246	
受 取 賃 貸 料	5,719	
固 定 資 産 受 贈 益	6,922	
受 取 事 務 手 数 料	6,363	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,672	
雑 収 入	8,188	46,417
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,116	
雑 損 失	6,782	48,898
経 常 利 益		226,997
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	7,295	
減 損 損 失	22,283	
固 定 資 産 処 分 損 失	8,648	38,227
税 引 前 当 期 純 利 益		188,770
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	45,966	
法 人 税 等 調 整 額	△486	45,479
当 期 純 利 益		143,290

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

テンアライド株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川上 尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新保 哲郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テンアライド株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンアライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

テンアライド株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川上 尚志
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新保 哲郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テンアライド株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

テンアライド株式会社 監査役会

常勤監査役 橋 本 恭 一 ㊟

監 査 役 橋 稔 人 ㊟

監 査 役 田 中 耕 一 郎 ㊟

(注) 監査役橋稔人及び監査役田中耕一郎は社外監査役であります。

以 上

定時株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

A種種類株式については、すでにすべて取得・償却が完了しております。

これにより、当該株式に関する定款の条項は不要となったことから、これらの条項を全文削除し、定款を一部変更するものです。

また、条項の削除に伴い、号数を繰り上げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>84,714,300株</u>とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 84,711,800株</p> <p><u>A種種類株式 1,000株</u></p> <p>B種種類株式 1,500株</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式は、100株をもって1単元とし、<u>A種種類株式は、1株をもって1単元とし、B種種類株式は、1株をもって1単元とする。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>84,713,300株</u>とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 84,711,800株</p> <p>B種種類株式 1,500株</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の普通株式は、100株をもって1単元とし、B種種類株式は、1株をもって1単元とする。</p> <p>第8条～第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 A種種類株式</u> (<u>剰余金の配当</u>) <u>第11条の2</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(残余財産の分配)</u> <u>第11条の3</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(議決権)</u> <u>第11条の4</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(譲渡制限)</u> <u>第11条の5</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(現金対価の取得請求権(償還請求権))</u> <u>第11条の6</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(現金対価の取得条項(強制償還条項))</u> <u>第11条の7</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u> <u>第11条の8</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第2章の3 B種種類株式</u> (<u>B種優先配当金</u>) 第11条の<u>9</u> 当社は、第47条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。)に対し、第11条の<u>16</u>に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 B種種類株式</u> (<u>B種優先配当金</u>) 第11条の<u>2</u> 当社は、第47条の規定に従い、剰余金の期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(以下「B種種類登録株式質権者」といい、B種種類株主と併せて「B種種類株主等」という。)に対し、第11条の<u>9</u>に定める支払順位に従い、B種優先配当金として、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>先配当金（次項において定義される。） （もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の10に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 2～3 （条文省略）</p> <p>（B種期中優先配当金） 第11条の10 当社は、第48条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、第11条の16に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した</p>	<p>先配当金（次項において定義される。） （もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日とする。）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先配当金額」という。）を支払う（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第11条の3に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額を支払うものとする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。 2～3 （現行どおり）</p> <p>（B種期中優先配当金） 第11条の3 当社は、第48条の規定に従い、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするとき、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して、第11条の9に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式の払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払B種優先配当金（もしあれば）の合計額に年率4.0%を乗じて算出した</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第11条の<u>11</u> 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、第11条の<u>16</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種残余財産分配日」（B種種類株主等に対して残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種期中</p>	<p>金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該期中配当基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、365日で除した額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の金銭による剰余金の配当（以下「B種期中優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定めるB種期中優先配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。また、当該期中配当基準日から当該期中配当が行われる日までの間に、当社がB種種類株式を取得した場合、当該B種種類株式につき当該期中配当基準日に係る期中配当を行うことを要しない。</p> <p>（残余財産の分配）</p> <p>第11条の<u>4</u> 当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、第11条の<u>9</u>に定める支払順位に従い、B種種類株式1株当たり、次条第2項に定める基本償還価額相当額から、控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「B種償還請求日」を「B種残余財産分配日」（B種種類株主等に対して残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と、「償還請求前支払済優先配当金」を「解散前支払済優先配当金」（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種優先配当金（B種残余財産分配日までの間に支払われたB種期中</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の12 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使されたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種種類株式及び取得請求権が行使されたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式及びA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種</p>	<p>優先配当金を含む。)の支払金額をいう。)と読み替えて算出される。)を支払う。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を基本償還価額相当額から控除する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする償還請求権)</p> <p>第11条の5 B種種類株主は、いつでも、当会社に対し、分配可能額を取得の上限として、B種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求すること(以下「B種償還請求」という。)ができる。当会社は、かかる請求(以下、B種償還請求がなされた日を「B種償還請求日」という。)がなされた場合には、法令の定めに従い取得手続を行うものとし、請求のあったB種種類株式の一部のみしか取得できないときは、比例按分、抽選その他取締役会の定める合理的な方法により取得株式数を決定するものとし、また、B種償還請求日においてB種償還請求が行われたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、B種償還請求日における分配可能額を超える場合には、B種償還請求が行われたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額がB種償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求が行われなかったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>償還請求が行われなかったものとみなす。 2～3 (条文省略)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の13 (条文省略)</p> <p>(議決権) 第11条の14 (条文省略)</p> <p>(株式の併合又は分割等) 第11条の15 (条文省略)</p> <p>第2章の4 優先順位 (優先順位)</p> <p>第11条の16 配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)、<u>A種種類株主又はA種種類登録株式質権者(以下、A種種類株主と併せて「A種種類株主等」という。)</u>、B種種類株主等に対する剰余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、<u>A種種類株主等及びB種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位(それらの間では同順位)</u>、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</p> <p>2 普通株主等、<u>A種種類株主等及びB種種類株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、A種種類株主等及びB種種類株主等に対する残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)</u>、普通株主等に対する残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(金銭を対価とする取得条項) 第11条の6 (現行どおり)</p> <p>(議決権) 第11条の7 (現行どおり)</p> <p>(株式の併合又は分割等) 第11条の8 (現行どおり)</p> <p>第2章の3 優先順位 (優先順位)</p> <p>第11条の9 剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)、B種種類株主等に対する剰余金の配当(期中配当を含む。以下同じ。)の支払順位は、B種種類株主等に対する剰余金の配当を第1順位、普通株主等に対する剰余金の配当を第2順位とする。</p> <p>2 普通株主等、B種種類株主等に対する残余財産の分配の支払順位は、B種種類株主等に対する残余財産の分配を第1順位、普通株主等に対する残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="151 139 431 192">第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p data-bbox="162 230 296 253">(種類株主総会)</p> <p data-bbox="151 260 459 284">第17条の2 1～4 (条文省略)</p> <p data-bbox="151 290 543 432">5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>A種種類株主及びB種種類株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p data-bbox="151 470 420 493">第18条～第49条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="573 139 853 192">第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="584 230 719 253">(種類株主総会)</p> <p data-bbox="573 260 898 284">第17条の2 1～4 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 290 959 432">5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>B種種類株主</u>を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p data-bbox="573 470 859 493">第18条～第49条 (現行どおり)</p>

第2号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、B種種類株式につきましては、定款及び種類株式発行要項で定めた所定の計算に基づく金額の配当を実施したいと存じます。普通株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

B種種類株式1株につき金40,000円00銭

(B種種類株式配当総額：金60,000,000円)

当事業年度の配当総額：金60,000,000円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日（金曜日）

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	いいだえいた 飯田永太 (1953年9月24日生) * 3,787,847株	1978年10月 当社入社 1979年2月 取締役 1988年6月 代表取締役社長（現任） 2005年9月 テンワールドトレーディング㈱代表取締役社長（現任） 2005年9月 ㈱永幸代表取締役社長（現任）
		【選任理由】 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社長としてリーダーシップを発揮し、営業、商品企画、開発、調達、製造、管理等当社事業に関連する様々な部門に精通しており、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。
2	いいだけんた 飯田健太 (1984年4月9日生) * 449,938株	2012年5月 当社入社 2014年5月 ㈱永幸取締役（現任） 2014年6月 取締役関東城西事業部長 2014年10月 取締役仕入部長 2015年4月 取締役仕入部長兼海外出店準備室長 2015年5月 テンワールドトレーディング㈱取締役（現任） 2015年6月 常務取締役仕入部長兼海外出店準備室長 2017年3月 常務取締役商品本部長兼旬鮮営業企画部長兼海外出店準備室長 2018年3月 常務取締役商品本部長兼旬鮮営業企画部長兼海外戦略室長 2019年6月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼ミートキッチンlog50立上担当 2019年10月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼テング酒場営業企画部長兼ミートキッチンlog50立上担当 2021年4月 代表取締役専務マーケティング本部長兼海外戦略室長（現任）
		【選任理由】 営業、開発、調達分野において社内外での幅広い経験に加え、マーケティング本部長として培ったDX、SNS戦略、ブランディング等の知見・見識を有し、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。
3	よしざわそう 芳澤聡 (1974年2月12日生) * 10,100株	1996年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東城南事業部長 2014年6月 取締役人事部長 2019年6月 常務取締役人事部長 2020年4月 常務取締役管理本部長兼人事部長 2021年11月 常務取締役管理本部長兼人事総務部長 2022年5月 常務取締役管理本部長兼経営企画室担当（現任）
		【選任理由】 営業での豊富な経験に加え、管理本部長として培った経営管理、人事・採用・教育等人財マネジメントに関する幅広い知見・見識を有し、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4	ふじ おか けい 藤 岡 慶 (1976年11月13日生) * 6,200株	1999年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東南部事業部長 2014年4月 執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2016年2月 上席執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2017年3月 主席執行役員和食営業企画部長兼東城南事業部長 2018年6月 取締役和食営業企画部長兼新業態立上担当 2021年1月 取締役和食営業企画部長兼神田屋営業企画部長 2022年5月 取締役マーケティング本部営業企画担当(現任)
	【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており取締役として相応しい人材であるため。	
5	よし だ まもる 吉 田 守 (1971年10月1日生) * 5,300株	1993年1月 当社入社 2014年4月 執行役員旬鮮営業企画部長兼関東中央総武事業部長 2016年2月 上席執行役員旬鮮営業企画部長兼関東城西事業部長 2017年3月 主席執行役員仕入担当部長 2018年6月 取締役テング酒場営業企画部長兼仕入部長 2019年10月 テンワールドトレーディング㈱取締役(現任) 2021年4月 取締役関東セントラルキッチン所長兼仕入部長 2021年4月 取締役外販促進部長兼仕入部長(関東セントラルキッチン管掌役員) 2022年5月 取締役マーケティング本部外販・仕入担当兼関東セントラルキッチン担当役員 2023年10月 取締役マーケティング本部兼関東セントラルキッチン担当(現任)
	【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており取締役として相応しい人材であるため。	
6	そう みや はな え 宗 宮 英 恵 (1982年2月26日生) * 0株	2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 牛島総合弁護士事務所入所(2019年2月まで) 2011年4月 消費者庁企画課・消費者制度課出向 2015年5月 ジョージタウン大学ローセンター、ワシントン大学 ロースクール客員研究員 2015年9月 日本銀行政策委員会法務課出向 2017年5月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局・内閣 官房特定複合観光施設区域推進立案・法制化担当 のぞみ総合法律事務所入所(現任) 2019年3月 当社社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2022年6月 ㈱駅探社外監査役(現任)
	【選任理由】 弁護士として法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただけるものと判断したため。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しているため。	

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
	※ ほそ 見 まちこ 細 見 真智子 (1967年1月17日生) * 0株	1998年2月 東京三菱証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 2012年11月 チムニー株式会社入社 2014年3月 同社執行役員社長室長 2019年2月 同社執行役員経営企画部長 2023年4月 同社執行役員IR・サステナビリティ推進担当 2023年8月 株式会社マクロミルCFOオフィス室長(現任)
7	【選任理由】 証券会社において資本市場及び企業財務に関する知見を深められた後、外食産業において執行役員社長室長及び経営企画部長として、M&A、経営戦略、ブランド構築、IR広報全般に携わるとともに、サステナビリティ推進やダイバーシティの強化にも積極的に取り組んでこれ高い見識を有しております。これらの経験に基づき、当社の持続可能な企業価値向上、成長戦略の策定、ガバナンス体制の強化、多様性を重視した取締役会の運営において多角的かつ実践的な視点からの確かな提言・助言をいただけるものと判断したため。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しているため。	

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 宗宮英恵氏及び細見真智子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 宗宮英恵氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、宗宮英恵氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。宗宮氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、細見真智子氏の選任が承認された場合は、同契約を新規契約する予定であります。
6. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。飯田永太氏、飯田健太氏、芳澤聡氏、藤岡慶氏、吉田守氏及び宗宮英恵氏が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、細見真智子氏の選任が承認された場合は、新たに役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
7. 当社は、宗宮英恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。宗宮英恵氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。また、細見真智子氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員として届け出る予定であります。
8. 各取締役候補者は、当社のB種種類株式を保有しておりません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

任期途中で取締役を辞任により退任されました加藤慶一郎氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
加藤慶一郎	2017年6月 取締役経理部長 2024年11月 取締役辞任

以上

株主総会会場ご案内図

第56回定時株主総会は大手町サンケイプラザ3階会議室301号室から304号室で開催いたしますのでご出席の際は下記案内図をご参照ください。

〔所在地〕東京都千代田区大手町一丁目7番2号 ☎(03)3273-2230

〔受付開始時刻〕当日午前9時



〔交通機関〕

地下鉄：丸の内線、東西線、千代田線、三田線、半蔵門線で
大手町駅下車（A4・E1出口直結）

JR線：東京駅丸の内北口より徒歩約7分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。